

栃木県警察標識に関する規程（概要）

昭和42年9月22日

栃木県警察本部訓令16号

本規程は、栃木県警察において用いる警察標識について必要な事項を定めたものである。

本規程の主な内容は、

- 標識の種類及び制式
- 標識の使用及び保管

等である。